

第 2 章

さまざまな機会を通じた
人権教育・啓発の推進

第2章 さまざまな機会を通じた人権教育・人権啓発の推進

1 学校教育における人権教育の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

村上市の小・中学校では、教育活動全体を通して同和教育を中核にした人権教育の推進に努めてきました。具体的には、人権教育、同和教育の全体計画及び年間指導計画の作成、実施、改善を進めたり、教職員の部落差別問題に対する理解を深め、指導力を向上させる研修を設けたりするなど、授業実践に基づいた人権教育、同和教育の充実を図ってきました。

それにより、部落差別問題をはじめとした人権問題への教職員の認識が深まり、人権尊重の精神を基盤にした学校運営の重要性が強く意識され、人権教育、同和教育の指導に当たっては、子どもたちを取り巻く地域の課題に基づく具体的な目標・計画を立てて指導が行われるようになりました。

第2次改訂に向けて実施した市民意識調査の結果では、「日本の社会に部落差別問題などといわれる問題があることを知っていますか」の設問で、「知っている」「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と回答した人の割合は、20代で77.9%となりました。「はじめて知った（聞いた）きっかけ」については、「学校の授業で教わった」と回答した割合は前回より増え、他の世代に比べかなり高くなっています。

「小・中・高等学校での同和教育を行うことについてどう思いますか」の設問では、「積極的に行うべき」と回答した人は20代で55.8%と前回より増加している点からも、学校での同和教育の成果が反映されてきており、肯定的に評価しているものと捉えることができます。

「被差別部落（同和地区）の成り立ち」については、「わからない」と回答した人の割合は、20代で31.3%と減少しており、この点からも学校での同和教育の成果が表れて

いるものと考えられます。しかし、「わからない」人の割合は、前回同様最も高く、今後とも正しい理解に向けた取組を継続していくことが必要と言えます。

また、「いじめ問題について、どのように思いますか」の設問では、「いじめる児童生徒が悪いが、いじめられる側にも原因がある」と回答した人の割合が全体で33.4%と前回より減少し、特に20代では23.3%と大幅に減少しました。いじめ問題はいじめる側の問題であり、いじめる側が悪いという認識は広がりつつあると言えます。今後も発達段階に応じて、くり返し指導を重ねていかなければならないと考えます。

こうした学校教育の現状と取組の成果や課題等を踏まえながら、学校教育における人権教育、同和教育をさらに推進させる取組が必要です。

【施策の推進】

- ① 全小中学校で、同和教育副読本「生きるⅠ～Ⅴ」（新潟県同和教育研究協議会編）等を活用した授業や参加体験型学習等を指導計画に位置付け、実践に取り組みます。

また、人権教育、同和教育の推進校を指定して、人権教育、同和教育の視点に立った授業改善に取り組みます。

そして、それらの成果を「人権教育、同和教育実践集」や「授業研究会」を通して発表します。

- ② 家庭訪問や教育相談等を通して、被差別の当事者や悩みを背負わされた子どもたち、保護者に寄り添った対応に努め、「かかわる同和教育」を推進します。併せて、差別をしない、させない、許さない、見逃さない人間づくりを進めます。
- ③ 人権感覚を磨く校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修会を奨励するとともに、教育委員会主催の研修会を複数回実施します。また、人権教育、同和教育推進協議会を設置し、人権教育、同和教育の推進を図るとともに、新潟県同和教育研究協議会等、各種団体が実施する研修会に参加しやすい環境を整え、教職員の指導力向上に向けた職員研修の充実に努めます。
- ④ 人権教育、同和教育の授業公開とその後の協議会の実施やたよりの発行、地域や関係機関等と連携した取組等を通して、保護者への啓発に努めます。

2 社会教育における人権教育の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

就学前の子どもたちには、基本的な生活習慣などを養い、人権尊重の精神を芽生えさせ育み、健康で豊かな人間性を持った子どもに育つよう、家庭においてはしつけなど、幼稚園においては幼稚園教育要領に基づいた教育、保育園では保育指針に基づいた保育が、それぞれの場で子どもの人権に配慮して行われています。

また、教育委員会等では、教育の出発点であると言われる家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供を行っています。

親や大人の差別的な意識が子どもに伝わることにより、差別や偏見の再生産につながっていくことも考えられるため、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、親や大人が偏見を持たず、差別しないことなど、日常生活や地域活動を通じて子どもに示していくことができるよう、さまざまな機会をとらえて家庭教育のための支援や成人を対象にした人権教育・啓発等を行っていく必要があります。

2010年（平成22年）9月1日制定「新潟県人権教育基本方針」では「社会教育においては、人権が尊重される地域社会づくりを目指して、社会教育施設等を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、地域における人権教育の指導者を養成する」としています。

2008年（平成20年）9月策定の村上市人権教育・啓発推進基本方針で「社会教育において同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、「人権講演会」など市民に対する研修の機会の提供に努めます」とされ、人権講演会を実施してきました。

市民意識調査を見ると「村上市は人権が尊重されている市であるか」では「尊重されていると思う」が23.3%で前回調査より増加、しかし、「わからない」が27.2%と前回

同様に高くなっています。

人権問題への関心では、「かなり関心がある」「少し関心がある」合わせて77.5%と前回より増加していることから、市民意識調査結果報告書においては「家庭における人権教育の推進や若年層を対象としたイベントで講演会を開催するなど、多様な方法を用いた啓発活動を行うことにより、一人一人の人権意識をさらに高め、人権への理解を深めることができると考えられる」と指摘しています。

この指摘を踏まえ、社会教育における人権教育のあり方を再検討し、どの年代であっても学習できる機会の提供、人権意識を高める取組を推進する必要があります。

【施策の推進】

- ① 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係者を対象とした研修会を開催します。
- ② 人権講演会を開催し、人権教育・啓発を行います。
- ③ 市民に対して人権問題が身近であるということを学ぶ機会を公民館の講座や広報などにより提供します。

3 市民に対する人権啓発の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第6条には、国民の責務として、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と明記されています。

差別や偏見のない地域社会をつくるためには、市民一人一人がさまざまな人権問題についての理解と認識を深め、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

市民意識調査の結果では、人権が尊重されている市であるかについて、「いちがいには

いけない」の42.6%が最も数値が高く、次いで「わからない」が27.2%であり、前回と順位は変わらなかったものの、「尊重されていると思う」と回答した人はやや増加しました。

また、人権や差別問題に対する関心について、年代別でみると「かなり関心がある」「少し関心がある」と回答した人は20代で80.2%、30代が79.8%、40代で82.2%となり、それぞれ前回より10%以上増加しました。特に20代の関心の高まりが顕著であり、前回は人権教育、同和教育を受けてきたにもかかわらず他年代に比較して関心が低いという結果でしたが、今回は異なる結果となりました。これはSNSなどのソーシャルメディアが、特に若い世代を中心に広がっていること、それに関係する人権被害がニュースで取り上げられ、より身近に感じるようになってきたことが影響していると考えられます。

関心のある人権問題については、「障がいのある人の差別問題」が最も多く、次いで「インターネットによる人権侵害」「子どもの人権問題」と続きました。「インターネットによる人権侵害」は、どの世代においても、前回より大きく伸び、20代、50代では6割を超える回答となり、関心が高くなっていることが伺えます。インターネットの飛躍的普及と実際に起きたインターネットによる人権侵害事例の報道等が回答に影響を与えた要因と推測されます。

また、今回調査から新たに加えた「刑を終えて出所した人の人権問題」「東日本大震災に起因する人権問題」「LGBT（性的少数者）の差別問題」も比較的関心の高い結果であった一方、「アイヌ民族差別問題」「エイズ患者・HIV（感染者）問題」「ハンセン病問題」「新潟水俣病問題」への関心は、身近に感じていないためか10%を下回りました。

「女性差別問題」に対する関心については、男女差でも違いはありますが、それよりも年代別による違い、年代が高くなるにつれ関心が低くなる傾向がありました。

次に、自身への人権侵害の有無の設問では、これまでに自分の人権が侵されたと思ったことが「ある」と回答したのは27.8%で、前回調査よりやや増加しています。

どのような人権侵害を受けたかについては、「噂、悪口、かげ口」が49.7%で最も高く、「職場や家庭でのハラスメント」「仲間はずれ、嫌がらせ」「職場での不当な待遇」「名誉・信用毀損、侮辱」が続いています。「職場や家庭でのハラスメント」と回答した人の割合は、女性が男性を上回り、セクシャル、パワー等のハラスメントの多くは女性が被害にあっていることが見えてきます。

人権侵害の有無の年代別では、「ある」で20代が41.9%と高く、その内容は「噂、悪

口、かげ口」66.7%、「仲間はずれ、嫌がらせ」44.4%と他年代層より高くなりました。一方で年代が上がるにつれ、「ある」と回答した人は減少、70代以上では18.6%となりました。20代と70代以上で差がついたのは、携帯電話などによるSNS等の利用頻度の違いが要因と考えられ、この点は、関心のある人権問題で「インターネットによる人権侵害」が大幅に増加したことや、人権や差別問題に対する関心が20代で高まっていることとも関連していると考えられます。

人権が侵された場合には、友人等も含めた身近な人に相談するとの回答が前回同様多く、他を大きく上回っています。「身近な人に相談する」の割合は、男性より女性の方が17%程度多くなっています。また、「自分で処理する」、「何もしない」という回答を合わせると32%程度となります。行政等の相談窓口の利用を考える人は少ない状況です。このようなことから、人権が尊重される地域やそれを担う人づくりを引き続き進めるとともに、公共の相談窓口の周知・充実を図ることが重要です。

人権問題に関する講演会、研修会に「参加したことはない」と回答した人が前回より減少したものの7割の数値となり、参加の経験があるのは24.3%でした。参加したことのある人権講演会・研修会としては、「学校やPTA主催」が前回より大きく増え、48.2%と最も多くなり、次いで「職場や職域団体主催」「県、市町村主催」と続き、「県、市町村主催」は前回より16.4%の減少幅でした。

年代別で参加が多かったのは、20代から50代が「学校やPTA主催」が多いですが、30代から60代では「職場や職域団体主催」も高い結果となりました。

人権講演会・研修会に参加したことがない理由としては、「特に理由はない」の回答が47.6%で最も多く、「人権問題に関心がない」の6.9%を加えると54.5%が講演会・研修会への参加には消極的で、前回と同じような結果となりました。ただし、「開催を知らなかった」の38.5%は、参加の可能性があります、そこへのアプローチが重要です。

小・中・高等学校での人権教育、同和教育を行うことについては、「積極的に行うべき」が37.4%で最も高かったのですが、「ほどほどにすべき」の消極的な意見に「あまりやらない方がよい」と「やるべきではない」の反対意見を加えると30.3%となり、「わからない」等が32.3%で、前回と同様の傾向となりました。

近年、その被害が全国的に広がっている問題として、他人の戸籍や住民票の写しなどを職務上入手できる立場の者が、大量に不正取得し、その情報を売買していた事件があります。不正取得された個人情報は、結婚や就職の際の身元調査などに悪用される可能性があります。こうした個人情報の不正取得も依頼する人がいるために起こります。

身元調査についてどう考えるかの設問では「すべきでない」「どちらかといえば、すべきでない」合わせて46.1%でしたが、「どちらかといえば、必要だ」「当然必要だ」と身元調査を容認する回答は44.4%となりました。このことは、自分では差別しているつもりがなくても、結果として差別を助長したり、差別を生み出したりすることにつながります。調査結果を踏まえた、啓発活動の強化が引き続き必要です。

なお、村上市では2014年（平成26年）8月1日から住民票や戸籍等の不正取得防止のため、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しました。この制度についての認知度を調べる設問を今回新たに加えましたが、「知っているし、既に登録している」は6.3%、「知っているが、登録していない」が11.5%、「知らない」は78.2%と、知らない人がまだまだ多く、利用者の少ない現状でした。今後、制度の周知と登録の促進を図っていく必要があります。

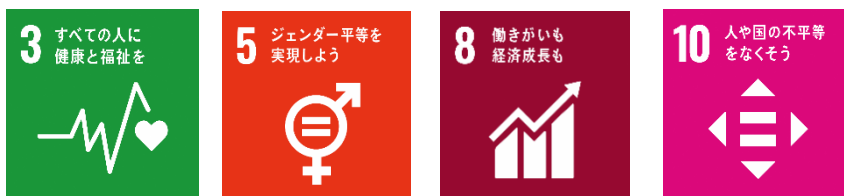
市民一人一人が、地域社会の中で豊かで充実した生活を送るためには、人権意識が根付いていなければなりません。そのためには、さまざまな人権問題を身近な問題として認識し理解を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進する必要があります。関係機関と連携を図りながら、第2次計画においてもあらゆる場を通じて人権啓発を推進していかなければなりません。

【施策の推進】

- ① 広報誌やホームページをはじめ、さまざまな機会を活用した人権啓発や相談窓口、講演会等の周知に努めます。
- ② 人権教育・啓発を効果的に推進するため、市民の身近なところで、人権に関するさまざまな問題について理解と認識を深める人権教育・啓発を推進します。
- ③ 人権にかかわる施策の推進に当たっては、法務局や各人権関係団体及び市の各部局との連携のもと総合的に取り組みます。
- ④ プライバシーの侵害や結婚差別、就職差別などの人権侵害につながるおそれのある身元調査をなくすための啓発等に努めます。

4 企業・団体等に対する人権啓発の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

市民意識調査において、どのような人権侵害を受けたかについては、「噂、悪口、かげ口」が49.7%で最も数値が高く、次いで「職場や家庭での様々なハラスメント」「仲間はずれ、嫌がらせ」「職場での不当な待遇」と続きました。「職場での不当な待遇」については、20代で大きく減少、他世代でも減少しており、人権尊重の職場環境づくりが進んでいると見えますが、選択肢に「職場や家庭での様々なハラスメント」が設けられたことから、その回答へ分散したことが要因になったとも考えられます。今回の調査では「仲間はずれ、嫌がらせ」が40代は減少したものの20代は増加、SNS等の利用が広がる中での人間関係への影響や難しさが背景にあるのではないかと推測されます。

企業・団体等は、その活動を通じて地域や多くの市民と深く関係しており、社会を構成する一員として、人権問題の解決に果たす役割は小さくありません。このような中で、企業・団体等が就職の機会均等を確保するための公正な採用選考や障がいのある人の法定雇用率の達成、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの問題等に適切に対応し、人権尊重意識の高い働きやすい職場環境づくりのためには、より一層の人権意識高揚の努力が望まれます。また企業等における個人情報の取り扱いに対しては、適正な収集、利用、管理が求められています。当地域では、岩船郡村上市雇用対策協議会が組織されており、各種セミナー等の事業に取り組んでいることから、その事業の一環としての推進も必要と考えられます。

また、市として企業等の人権意識をより高めるための啓発や人権課題に取り組む企業等との連携や支援の在り方が今後の課題の一つです。

【施策の推進】

- ① 公正な採用選考など人権に配慮した適正な対応が図られるよう、公共職業安定所や

商工会議所・商工会や岩船郡村上市雇用対策協議会など関係機関と連携を密にし、啓発に努めます。

- ② 企業・団体等において計画的、継続的に人権啓発活動が実施されるよう要請するとともに、啓発資料や情報の提供などの支援を推進します。
- ③ 各企業との連携を深めながら、自主的な人権意識の高揚に向けた取組や人権問題研修会の開催等に努めます。

5 市職員等に対する人権啓発の推進

【SDGsの方向性】



【現状と課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員をはじめとする公務員等に対しては、一人一人が人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を行うことが求められています。そのためには、人権に関するさまざまな課題を認識し、その課題解決に取り組むことのできる人権意識の高い職員の育成を図ることが必要です。

これまで、職員研修の実施や情報の提供、講演会等への参加などによる啓発が行われてきましたが、第2次計画でも、さらに計画的に進めていく必要があります。

【施策の推進】

- ① あらゆる人権問題の解決に取り組むべき立場にある職員等の人権意識の向上を図るため、窓口職員の研修や階層別の研修など人権研修の取組を進めます。
- ② 職員等に向けた、人権に関する情報の発信を随時行います。

本ページは余白